

平成 20 年度輸入食品監視指導計画について

平成 20 年 7 月
輸入食品安全対策室

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法」という。）第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目の実施結果

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{*1}（平成 20 年度計画：約 8 万件）
- 検査命令^{*2}（平成 20 年 6 月 30 日現在：全輸出国の 15 品目及び 34 力国・1 地域の 199 品目）
- 包括的輸入禁止規定^{*3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4. 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対して衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導^{*4}
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

*1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

*2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

*3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

*4：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施

平成 20 年度輸入食品監視指導計画 概要

平成 20 年 7 月
輸入食品安全対策室

【計画本文】(下線部は今年度新たに盛り込んだ事項。太字は薬物中毒事案を受けた追記事項。)

序 文

平成 19 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 20 年度計画において取り組む施策を記述。

- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
 - ・ 輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。
 - ・ 輸出国に対し、生産段階における衛生対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
 - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
- 器具、容器包装及びおもちゃについて、継続的に輸入されたものにおける法第 18 条違反の事例が複数確認されたことから、これらに対するモニタリング検査等を強化する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 輸入品の安全確保に関する緊急官民合同会議において喚起された事項の徹底が図るとともに、食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合において申し合わせがなされた再発防止策の速やかな実施に努める。

1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

2 適用期間

「平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日」

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- (1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

5 輸出国における衛生対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1) 我が国の食品衛生規制の周知、(2) 二国間協議、現地調査等及び(3) 技術協力等の取組について記述。

6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な衛生管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1) 基本的指導事項、(2) 輸入前指導の実施、(3) 輸入前指導による法違反発見時の対応、(4) 自主検査の実施、(5) 輸入食品等の記録の作成及び保存、(6) 適正表示及び(7) 食品衛生に関する知識の向上等の指導事項を記述。以下、平成20年度計画案における追記事項。

- ・輸入する食品等が輸出国において違法に生産、製造加工されたものではないこと、原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。
- ・輸入者の原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を行う。
- ・生産者等を通じて入手した正確かつ最新の情報に基づく適正な輸入届出を行うよう指導するとともに、特に継続的に輸入する場合にあっては、原材料や製造方法等に変更がないこと、届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認するよう指導する。
- ・輸入者に対し、輸入食品等の適正な期限表示などの表示内容が国内の関係法令の基準に適合するよう管理するとともに、必要に応じて輸入者の所在地を管轄する都道府県等に事前に照会等するよう指導する。
- ・各検疫所において、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対して、自主的衛生管理の実施に係る指導事項等についての説明会を開催する。

7 法違反が判明した場合の対応

(1) 輸入時、(2) 国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3) 再発防止のための輸入者に対する指導、(4) 法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5) 悪質事例の告発及び(6) 違反事例の公表等における本省、検疫所及び関係都道府県等の連携、実施の手順について記述。以下、平成20年度計画案における追記事項。

- ・輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大の未然防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。
- ・法違反を繰り返す輸入者の輸入する食品について、違反内容等に応じてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置の検証を行う。
- ・告発を行った悪質事例等に関して、当該告発内容について適時公表を行う。

8 国民等への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等に提供するため、(1) モニタリング計画等に関する情報の提供、(2) 本計画に基づく監視結果の公表、(3) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品衛生に関する人材の養成、資質の向上、(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。